

## 汚水排水量の減量認定に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、守口市下水道条例（昭和49年3月22日条例第18号。以下「条例」という。）第23条に規定する汚水量について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (減量認定)

第2条 水道水と水道水以外の井戸水、工業用水、その他の水を併せた使用水量の給水総量（以下「給水量」という。）と公共下水道へ排水される汚水排水量（以下「汚水量」という。）が著しく異なる場合は、公共下水道へ排水されない水量の認定（以下「減量認定」という。）を行う。

### (減量認定の対象)

第3条 市長は、次の各号に掲げる場合に減量認定をすることができる。

- (1) クーリングタワー（冷却塔）及びボイラーの蒸散による水量
- (2) 製氷及び製品等に含まれる水量
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

### (減量認定の対象外)

第4条 市長は、次の各号に掲げる水量については減量認定の対象外とする。

- (1) 散水による水量
- (2) 排水流量計の計量による水量

### (減量認定の基準)

第5条 減量認定の対象となる基準は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) クーリングタワーに係る水量

クーリングタワーの使用により、発生する冷却水の蒸発及び飛散する水量は補給水量とする。なお、補給水量は給水計量器にて計量を行い、計測された水量を公共下水道に排水しない水量として減量認定を行う。

#### (2) ボイラーに係る水量

ボイラーからの蒸発水については、発生する蒸発水の減量率の根拠となる説明資料及び機器仕様書等から、市長が決定する減量率又は補給水量をもって、減量認定を行う。なお、補給水量は給水計量器にて計量を行う。

#### (3) 製氷及び製品等に含まれる水量

製氷及び製品等に含まれる水量については、給水計量器にて計量された水量をもって、減量認定を行う。ただし給水計量器にて計測出来ない場合は、減

量率の根拠となる説明資料及び機器仕様書等から市長が決定する減量率をもって、減量認定を行う。

(給水計量器)

第6条 前条に定める給水計量器は、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項の政令で定める特定計量器で同法同条第1項の検定証印又は同法第96条第1項表示（以下「検定証印等」という。）が付されており、検定証印等の有効期間内のものでなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず市長が認めた場合に限り、上記検定証印等が付されていない給水計量器を設置できる。ただし、市長が認める場合、当該給水計量器の性能を証明する書類を提出しなければならない。
- 3 減量認定に必要な給水計量器は、給水事業者が設置する以外は減量認定申込者の負担において設置するものとする。

(減量認定の申込み)

第7条 減量認定の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、給水量と汚水量が著しく異なる場合を生じさせる要因を明確に区分し、下水道使用量認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類のうち、必要な書類を添付して市長に申し込みをし、承認を受けなければならない。

- (1) 対象事業所箇所図
- (2) 減量の要因となる対象に係る給水・排水系統図面
- (3) 減量の要因となる対象の配置が分かる図面
- (4) 減量の要因となる対象に関する機器等の仕様書と写真
- (5) 使用水が製品等に含まれる減量認定の場合は、その工程図及び過去1年間の製造高を明らかにした書類又は同等の書類
- (6) その他、市長が申込みに必要と判断した資料

(認定通知)

第8条 市長は、前条に定める申込みによって減量認定を決定したときは、申込者に通知しなければならない。

(減量認定の変更)

第9条 前条の規定により認定の通知を受けたものが、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、事実発生の日から30日以内に、下水道使用量認定変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、代表者の氏名及び住所等を変更しようとするとき。

- (2) 給水計量器を取り替えたとき。
- 2 前項各号の規定に関わらず、市長は特に必要と認めた場合、変更に関する関係書類を提出させることができる。

(減量認定の期間)

第10条 第3条第1号及び第2号に定める対象ごとの減量認定の期間は、減量の認定を決定した日から5年間とする。第3条第3号については、市長が別に定める。なお、第11条に定める取り消しとなった場合は、取り消しとなった日までの期間とする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める場合はこの限りでない。
- 3 第1項に定める認定期間が終了した場合に、再度減量認定を希望する場合は、第7条に定める申し込みをしなければならない。

(減量認定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、減量認定の取消しをすることができる。

- (1) 第5条の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な方法により減量認定の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(減量認定の廃止)

第12条 減量の認定を受けたものが減量認定を廃止しようとするときは、廃止する予定の日前30日以内に下水道使用量認定廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(現地調査等)

第13条 市長は、適正な運用を期すため、当該申込み、決定及び取消しに関し必要な現地調査を行い、又は必要な書類等の提出を求めることができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この取扱要領の施行際限になされている減量認定は、この取扱要領の施行の日から2年間に限り、その効力を有するものとする。

3 前項の規定は、この取扱要領の施行際限になされている減量認定を変更する場合には適用しないものとし、この場合には、この取扱要領の定めるところによるものとする。

4 この取扱要領に規定する給水計量器については、この取り扱い要領の施行の日から2年間に限り第6条第1項の適用を猶予するものとする。ただし、第6条第2項の規定により市長により認められた場合はこの限りではない。